

一般財団法人 熊本県芸術文化振興会助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人熊本県芸術文化振興会定款第43条の規定に基づき、助成事業の処理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 定款第4条第2項により、熊本県内に在住し、芸術文化に携わっている人(団体を除く)を助成対象とする。

(助成の種類)

第3条 助成は、給与の一種類とする。

第4条 助成を(給与)希望する者は、助成申込書(別紙様式第1号)に所定の事項を記入し、推薦者と連署して提出しなければならない。

- 2 助成者の採否並びに助成額の決定は、審査委員会の答申に基づいて理事長が決定する。助成の決定通知書を(別紙様式2号)を申込者に送付し、受領書(別紙様式3号)と引き換えに助成金を申込者に交付する。
- 3 助成額は当分の間1件最高50万円を限度とする。
- 4 助成対象者の審査決定にあたっては、その内容の優れているもの、もしくは将来特に期待できる者を優先的に行うものとする。
- 5 助成を受けた者は、事業完了後速やかにその実績報告書を提出しなければならない。
- 6 助成を受けた者は、2年間は助成を受けることができない。ただし、審査委員会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。また、助成の対象回数は3回限りとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、助成事業に関し必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

一般財団法人 熊本県芸術文化振興会審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は一般財団法人熊本県芸術文化振興会定款第39条の規程に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(審査等)

第2条 委員会は、次の事項について、理事長の諮問に応じ審査する。

- 2 助成申請者の採否並びに助成(給与)額に関すること。

(議長等)

第3条 審査委員会に、議長及び副議長をおく。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 議長は、審査委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会は、理事長が招集する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 3 審査委員会は、毎年前期(4月～9月)を1月～2月に受付し、3月に決定する。後期(10月～3月)を7月～8月に受付し、9月に決定する。その他必要に応じて開催することができる。
- 4 審査委員会は、必要に応じ申込者に資料の提出を求めることができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は審査委員会の意見を聞いて理事会が定める。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。